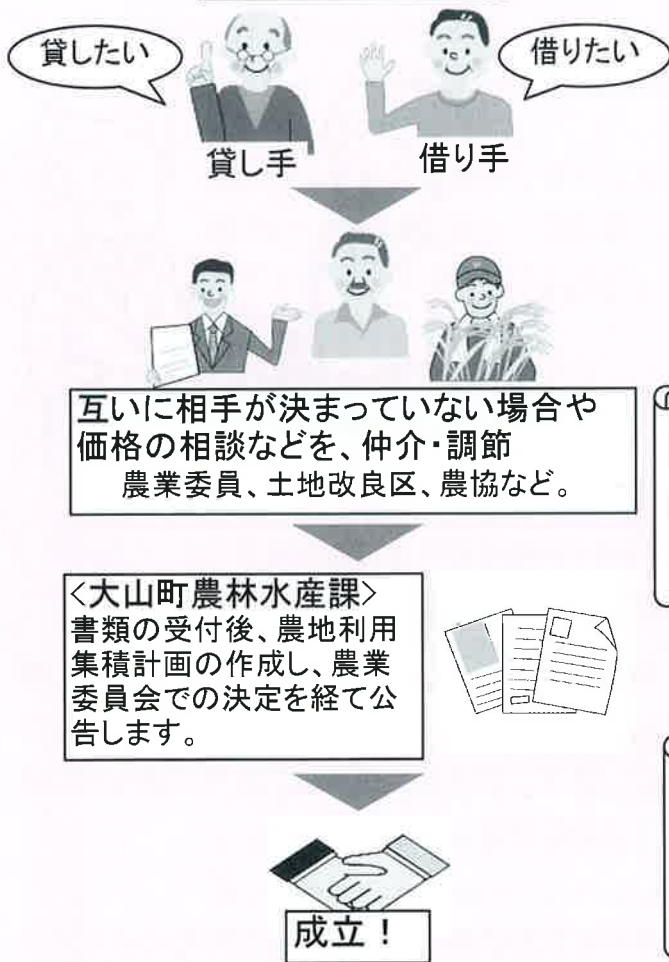


農地の貸し借りの手続きはカンタン！

～農業経営基盤強化促進法による＜利用権設定＞のご案内～

手続きの流れ



経営規模を拡大するなど、農地を借り
たい農業者と、高齢などの諸事情で耕
作できず、農地を貸したい方との間で、
農地法の許可を受けずに、貸借の権利
を設定することができます。

貸し手のメリット

- ・農地法の許可が不要で手続きが簡易！
- ・両者決めた期間がくれば、農地は返って
きます。

借り手のメリット

- ・農地法の許可が不要で手続きが簡易！
- ・両者決めた期間中は、借り手の耕作者
は安心して耕作できます。

＜お問い合わせ先＞

農林水産課(中山支所)

0858-58-6116(直通)

農業委員会事務局(中山支所)

0858-58-6115(直通)

※申請書類は本庁総務課、大山支所総合窓口課でも取り扱っております。

鳥取県最低賃金が
改正されました

平成22年10月31日より

鳥取県最低賃金額

1時間642円

鳥取県最低賃金は、業種や規
模および常用、臨時、アルバイ
ト・パートタイマーなどの雇用
形態にかかわらず、県内の事業
所で働くすべての労働者とその
使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は
含まれません。

① 精勤手当、通勤手当、家族
手当

② 臨時に支払われる賃金

③ 1月を超える期間ごとに支
払われる賃金

④ 時間外労働、休日労働およ
び深夜労働の割増賃金

電気機械器具等製造業(略称)
と各種商品小売業については、
鳥取県最低賃金とは別に産業別
最低賃金が決められています。

◆お問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室

☎ 0857・29・1705